**平成２３年（フ）第７０号**
鳥取県倉吉市馬場町86　雇用促進住宅１―202、住民票上の住所鳥取県鳥取市西円通寺６番地
債務者　秋山　　唯
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部

**平成２３年（フ）第７２号**
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字旭404番地
債務者　片岡　耕二
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部

**平成２３年（フ）第８３６号**
広島県安芸郡府中町柳ヶ丘13番11号　隅田荘一中号室
債務者　森　　一歩
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第９８７号**
広島市南区東雲２丁目15番38―605号
債務者　栗原　裕太
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１００３号**
広島市安佐南区毘沙門台１丁目２番13―202号
債務者　山根　久美
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第３８号**
高知市福井町510番地６
債務者　山本　　學
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　高知地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第２７０号**
福岡県久留米市荘島町334番地１　組坂ビル８―207号、前住所福岡県久留米市小森野２丁目10番８―308号
債務者　山田　卓哉
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　福岡地方裁判所久留米支部

**平成２３年（フ）第３０５号**
福岡県久留米市合川町114番地12　ヴィラ210―101号
債務者　林田　勇一
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　福岡地方裁判所久留米支部

**平成２３年（フ）第３０６号**
福岡県久留米市大善寺南２丁目８番600―502号
債務者　池田　千鶴
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　福岡地方裁判所久留米支部

**平成２３年（フ）第５３号**
福島県白河市関川窪85番地　市営１―402号
債務者　鈴木　幸子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで　福島地方裁判所白河支部破産係

**平成２３年（フ）第２０号**
栃木県真岡市下高間木１丁目31番地15
債務者　比嘉　リラ
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで　宇都宮地方裁判所真岡支部

**平成２３年（フ）第９６号**
群馬県桐生市新里町山上1221番地17
債務者　小林三四次
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで　前橋地方裁判所桐生支部

**平成２３年（フ）第９８号**
群馬県桐生市菱町１丁目3401番地の１　県営109号
債務者　佐藤　　進
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで　前橋地方裁判所桐生支部

**平成２３年（フ）第３０９号**
福井市丸山２丁目1307番地１　シティハウス丸山101、旧住所福井県越前市芝原５丁目１番34号　平井アパート
債務者　河原　雅代
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで　福井地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第３１３号**
福井市三十八社町701番地　杉の木台団地４号棟402号室
債務者　髙山　和治
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで　福井地方裁判所民事部破産係